

種別	種目	対象者	性能
介護・ 訓練用 支援用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)及び難病患者等で寝たきり状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者(身体障がい児の場合は2級を含む。)及び重度又は最重度の知的障がい者(児)並びに難病患者等で寝たきりの状態にある者。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい者(児)及び難病患者等で自力で排尿できない者。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、使用者又は介護者が容易に使用し得るもの
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者及び難病患者等で寝たきりの状態にある者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が使用者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの

	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。ただし、原則として3歳以上のもの	介護者が使用者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者で、原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)及び難病患者等で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、使用者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)及び難病患者等で常時介護を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	使用者が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの
	歩行支援用具(移動・移乗)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)で、家庭内の移動等に	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ・使用者の身体機能の状態を十分踏ま

支援用具)	<p>において介助を必要とする者及び難病患者等で下肢が不自由な者。</p> <p>ただし、原則として3歳以上の者</p>	<p>えたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>
頭部保護帽	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障がい者(児)。</p> <p>又は、重度又は最重度の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。</p>
特殊便器	<p>上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)及び重度又は最重度の知的障がい者(児)で訓練を行っている者が容易に使用し得るもので自力での排便後の処理が困難な者並びに難病患者等で上肢機能に障がいのある者。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>
火災警報器	<p>障がい等級2級以上の身体障がい者(児)又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)及び難病患者等であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>
自動消火器	<p>患者等であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>

	(難病患者等については、火災警報機を除く)	
電磁調理器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者(児)で聴覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの
	ネブライザー(吸入器)	使用者が容易に使用し得るもの
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者及び難病患者等で呼吸機能に障がいのある者
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者(児)
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者

	盲人用体重計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器障がい3級以上の身体障がい者(児)であって、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者及び難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	使用者が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいをもつる身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者(児) インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
	点字器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製

			<p>イ 両面書プラスチック製</p> <p>(2) 携帯用</p> <p>ア 片面書アルミニウム製</p> <p>イ 片面書プラスチック製</p>
	人工内耳用電池	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障がい者(児)	
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの
	視覚障がい者用ポータブルレコーダ	視覚障がい者2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品及び、視覚障がい者(児)が用意に使用し得るもの又は、音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が用意に使用し得るもの
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの

視覚障がい者用読書器	視覚に障がいをもつ視覚障がい者(児)であって、本装置により印刷物等の内容を把握することが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	印刷物等をとらえ、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。又は、音声読み上げ機能が付加されているもの。
暗所視支援眼鏡	原則として学齢児以上の視覚障がい者又は視覚障がい児であって、医師の意見書で有用性が認められる者	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの
視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。視覚障がい者のみの世帯及びこれに順ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するもので、障がい者が容易に使用できるもの。
盲人用時計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの
聴覚障がい者用情報通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいをもつために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者(児)等が容易に使用できるもの

		者	
	聴覚障がい用情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの
	人工喉頭	喉頭摘出者	<p>笛式</p> <p>呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式</p> <p>顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>
	埋込型人工咽頭用人工鼻	喉頭摘出者のうち常時埋込型の人工喉頭を使用する者	呼気を加温・加湿させ、手動又は自動で気管孔を閉鎖することでシャント発声を可能とするもの(接続器具、被膜材、接着剤及び剥離剤、衛生用具等の附属品を含む)。
情報・意思疎通支援用具	福祉電話(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいをもつる聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの	聴覚障がい者等又は身体障がい者が容易に使用し得るもの

		世帯及びこれに準ずる世帯	
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能が3級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの
	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの
	点字図書		
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	<p>蓄便袋</p> <p>低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋</p> <p>蓄尿袋</p> <p>低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの</p>
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品

		原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	
収尿器	高度の排尿機能障がい		採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。

様式第1号(第4条関係)

日常生活用具給付(貸与)申請書

年 月 日

菊池市長 様

住 所

申請者氏名

対象者との続柄 ()

電話番号 ()

菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱第4条の規定により、日常生活用具給付(貸与)を申請します。

対象者	氏 名				生年月日	年 月 日生(歳)		
	個人番号							
	住 所							
	障害者手帳	第 号			年 月 日交付			
	障害名				障害等級	種 級		
	疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)						
世帯状況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	備考(対象者に対する介護の状況等)				
給付(貸与)を希望する理由								
給付(貸与)を受けたい用具の名称								
給付(貸与)上、特に希望する事項								
該当する所得区分	生活保護 ・ (低所得1 ・ 低所得2) ・ 一般 ・ 一定所得以上							
世帯範囲の特例に関する認定	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1. 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2. 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等の被扶養者となっていない。							
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。							
備 考								
申請にあたっては、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会することを承諾します。								
氏名 _____								

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 給付又は貸与を希望する用具の見積書
- (2) 市町村民税非課税世帯のものは、本人又は保護者の1年間の収入がわかる証明の写し。

様式第2号(第5条関係)

日常生活用具給付(貸与)調査書

① 申請書受付番号 及び受理年月日		第 号 年 月 日		② 申請者 氏 名		③ 対象者との 続 柄		
④ 対象者	氏 名				生年月日	年 月 日		
	住 所							
	障害者 手帳番号	第 号						
	障害名					障害等級		
⑤ 世帯 状況	氏 名	年齢 1/1時点	対象者との 続柄	課税区分	市町村民税 均等割額	市町村民税 所得割額	収入状況	備 考
⑥ 所得区分		1. 生活保護 (2. 低所得1 3. 低所得2) 4. 一般 5. 一定所得以上						
⑦ 給付(貸与)の 要・否		1 要 2 否	要否の理由					
⑧ 給付(貸与)する 用具名(型)					⑨ 月額負担上限額		円	
⑩ 基準額		円			⑪ 見積額		円	
⑫ 利用者負担額		円			⑬ 公費負担額		円	
⑭ その他特記事項								
上記のとおり確認しました								
年 月 日				調査員 氏名				

様式第3号(第6条関係)

日常生活用具給付(貸与)決定・却下通知書

年 月 日

様

菊池市長

印

菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

給付番号	第 号	給付決定 年月日	年 月 日
対象者住所		対象者氏名	
給付する用具名 (形式規模等を含む)			
納入業者	所在地	電話	
	名称		
基準額	円	見積額	円
利用者負担額	円	公費負担額	円
備考			
注意事項	① 日常生活用具の給付等には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付されるものですので、支払うこととされた額については、速やかに支払って下さい。		
	② 給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。		
	③ ②に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。		

2 却下

理 由	
-----	--

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に菊池市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、菊池市を被告として(訴訟において菊池市を代表する者は菊池市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様式第4号(第6条関係)

菊池市日常生活用具給付(貸与)券

1 給付番号	第 号	2 支給決定日	年 月 日	
3 対象者氏名		4 生年月日	年 月 日(歳)	
5 住所				
6 給付等決定者等		7 対象者との続柄		
8 給付等する用具名				
9 納入業者住所		電話		
10 納入業者名				
11 基準額		12 見積額		
13 利用者負担額		14 公費負担額		
備考				
15 この給付券の有効期限				
給付等決定者等が業者に提示する期限	年 月 日		年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 菊池市長 印				
16 業者の用具納入日	年 月 日	17 給付等決定者等より受領した額	円	
18 納入業者名				
19 受領年月日	年 月 日	20 用具受領者氏名及び印鑑		
21 その他特記事項				

注 本表は、1～15、21は市、16～18まで納入した業者が、19～20は受領者が記入すること。

様式第5号(第11条関係)

日常生活用具貸与取消通知書

年 月 日

様

菊池市長



菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

貸与番号	第 号	貸与取消 年月日	年 月 日
対象者氏名		障 害 者 手帳番号	第 号
貸与用具名 (形式規模等を含む)			
取 消 理 由			
注 意 事 項	貸与用具については、菊池市長の指示に従い速やかに返還して下さい。		

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に菊池市長に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、菊池市を被告として(訴訟において菊池市を代表する者は菊池市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。
この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 11 条関係)

様式第 6 号 (第 15 条関係)